

意見書

平成 22 年 8 月 20 日

総務省 情報通信国際戦略局
情報通信政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「ICT の利活用を阻む制度・規制等についての意見募集」に対する弊社の意見を別紙のとおり提出します。

| | |
|-------------------------------------|--|
| 1. 項目 | 教科書における媒体の制限および検定に関する制度の緩和 |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | <p>教科書は、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」と定義されている。(教科書の発行に関する臨時措置法 第2条)</p> <p>教科書を制定する際には、紙媒体であることと文部科学省の認定を受けることが求められており、デジタル化された教科書は想定されていない。</p> <p>教科書をデジタル化して提供することは、これからの児童の勉学の幅を広げ、教育の質を向上させるとともに、次世代の担い手を創出することになると考えられるが、このような制約があることで困難な状況となっている。</p> |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | <p>教科書の発行に関する臨時措置法</p> <p>教科書検定の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法 第34条、第49条、第62条、第70条、第82条 ・ 文部科学省設置法 第4条第10号 <p>教科書検定の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科用図書検定規則 第4条 <p>教科書検定の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科用図書検定規則 第3条 ・ 義務教育諸学校教科用図書検定基準 ・ 高等学校教科用図書検定基準 |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | <p>今までの学びは、一斉学習で進度を同期するものであり、改善が求められる。電子教科書は、児童生徒の個々の学力と進度に応じた個別学習が可能など効果的に活用できるものである。</p> <p>教科書として紙媒体の図書だけでなく、デジタル化された書籍を使うことを容認し、デジタル化された書籍でも文部科学省の認定を受けられるようにすることが必要である。</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| 1. 項目 | 教科書に収載されている著作物の電子教科書への転用の許諾 |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | <p>教科書に収載されている著作物は、紙媒体として利用許諾を得たものであり、電子教科書での利用については想定されておらず、電子教科書で利用するためには、多数の権利者から許諾を得る必要がある。</p> <p>また、電子教科書においては、著作者から、著作物の利用許諾条件として著作権保護技術が施されていることが必須になることもある。</p> <p>電子教科書での著作物の利用に関するこのような制限が、電子教科書の展開を阻害している。</p> |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | 著作権法 第33条 |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | <p>紙媒体の教科書では、児童に勉強への興味を持たせるために、著作物としての写真や絵画などを活用している。電子教科書では、写真や絵画の情報は、より鮮明にリアルな状態での提供が可能であり勉強の効果が高くなる事が見込まれる。</p> <p>電子教科書での著作物の利用については、紙媒体の教科書において著作物の利用を許諾された物を特例的に利用できる制度や著作権法上第33条のように、文化庁が決めた補償金を支払えば著作物を使用できる制度等の整備が望まれる。</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| 1. 項目 | eラーニングにおける学校教育関係の著作権の権利制限緩和 |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | <p>ICT技術と超高速ブロードバンドの急速な発展と低廉化により、高等教育機関等において、マルチメディア教材を活用したサーバー蓄積型およびダウンロード型の遠隔教育(eラーニング)が本格的に普及しつつあり、今後は初等・中等教育における電子教科書の普及および生涯学習の広がり等により、遠隔教育がますます発展するものと期待されている。</p> <p>しかし、面接授業はもちろんのこと放送や有線放送等でも認められている著作権の権利制限(複製等の特例)が、サーバー蓄積型およびダウンロード型の遠隔教育遠隔授業の場合は、学校や非営利の教育機関で、かつ、授業を受ける者が特定小数であったとしても適用されないとされている。このため、新たな著作権料の費用負担が発生することや、授業担任者が不得手な権利許諾処理に労力と時間を費やす必要があることから、学校等ではeラーニングがなかなか普及しない状況である。</p> |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | <p>著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製等)2項では「公表された著作物については、(中略)当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を『同時』に受ける者に対して公衆送信を行うことができる。」となっており、『同時』を条件にしているため、サーバー蓄積型およびダウンロード型の遠隔教育では著作権の権利制限(特例)は適用されないとされている。</p> |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | <p>平成15年に著作権法第35条2項が改正された際の文化庁文化審議会著作権分科会審議の議論では「権利者側からは、送信された著作物の無断再利用等の危険性、学習者の増大による権利者の利益に対する影響について懸念する意見があったが、報酬請求権の対象とする方向であれば検討の余地があるとの意見もあった。」とされている。</p> <p>このうち、「無断再利用等の危険性」という懸念は、その後の飛躍的な進展を遂げた高度コンテンツ保護技術や本人確認認証技術を利用するなどの具体的な対策を著作権法の技術細目等で規定するなどして解決することができると思う。一方、「学習者の増大による権利者の利益に対する影響」については、権利許諾処理の労力や手間に関して授業担任者が直面する問題を鑑みると、許諾権を制限して報酬請求権の対象にする方法も有効な解決策と考える。</p> <p>いずれにしても、関係する権利者団体および教育機関団体の双方が参加する研究会を設置し、有識者を交えた議論や技術的な実証実験を行うなどして、著作権法の改正案並びに権利者および教育機関の双方が認める標準的なガイドラインを作成すべきと考える。</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| 1. 項目 | 映像コンテンツの流通を促進するための制度緩和 |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | <p>光の道が実現することにより、映像コンテンツの利用（視聴、配信等）が促進されると考えられる。しかし、絵画の所有権は自分が持っていたとしても、著作権は絵画を描いた人が持っている場合があり、その絵画を撮影し、インターネットで配信してしまうと公衆送信権の侵害になってしまう可能性がある等、ICTを利活用した映像コンテンツの利用には、権利処理が煩雑となるため、映像コンテンツ流通促進の妨げとなっている。</p> <p>（例）人物が写っている動画コンテンツ（映画除く）を営利目的で運営されているサイトに投稿するために必要な権利処理：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出演者の許諾（肖像権、著作者隣接権、著作者人格権等） ・ 動画を撮影した撮影者の許諾（著作権、著作者隣接権等） ・ ストーリーを作成した脚本家の許諾（著作権） ・ 映像に写りこんだ他人の著作物がある場合には、当該著作物の著作権者からの許諾（著作権） 等々 <p>尚、公表された著作物は引用して利用することができる（著作権法第 32 条）が、引用可能な範囲が明確でないため、利用促進を制限する要因となっている。</p> <p>また、著作権法第 38 条で、「公表された著作物は非営利・無料・無報酬の条件を満たした場合、著作権者に許諾を得ることなく上演や演奏（同第 22 条）、上映（同第 22 条の 2）、口述（同第 24 条）することができる」とあるが、「公衆送信（同第 23 条）や複製（同第 22 条）」については認められておらず、著作者の許諾を得る必要がある。他にも、「美術の著作物の所有者はその原作品により公に展示することができ（同第 45 条）、当該行為については著作者が公表の同意をしたものと推定される（同第 18 条 2 項）」旨規定されているが、これは「所有者が自己の所有物の展示にあたり、その都度著作権者の許諾を得なければならないとすると、大幅に所有権が制限される結果となるため、調整規定が設けられて」（出典：実務者のための著作権ハンドブック第 6 版）いるものである。しかし、公衆送信（同第 23 条）について同様の規定がないため、ICTを用いて自己所有の美術の著作物コンテンツを公表する際には、やはり著作権者の許諾を得る必要がある。</p> |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | 著作権法第 18 条、第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 28 条、第 32 条、第 38 条、第 45 条 |
| 4. ICT利活用を阻害 | 音楽の著作物のように、映像コンテンツについても一括で権利処理でき |

| | |
|-------------------------|--|
| する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | る非営利団体を設立し、複数にまたがる映像コンテンツの権利処理の一元化を図る。また、映像についても引用できる範囲(著作権法 32 条)をガイドライン化し、明確にすることで利用促進を図る。 |
|-------------------------|--|

| | |
|-------------------------------------|--|
| 1. 項目 | 固定電話における 0AB～J 番号提供条件の見直し |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | <p>現在、0AB～J 番号の提供条件として、固定端末系伝送路設備を方形区画毎に設置することとされているが、これはメタル線を利用したアナログおよび ISDN サービスを想定した提供条件であり、IP 化が進む昨今においては固定端末系伝送路設備を方形区画毎に設置することの意義が見当たらない。また、0AB～J 番号が担っている地域識別性に関しては、依然として広く利用者から期待されているところと考えるが、方形区画番号数(562)は過剰に分割されており、各県単位以上の詳細な区画分けが果たしてニーズとして存在しているのかは疑わしいと思われる。それにも関わらず、前述の提供条件を満たすための設備投資は通信事業者にとってボトルネックとなっており、結果的に0AB～J 番号を使用したサービスの普及を阻害している。</p> |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | 電気通信番号規則第9条 |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | <p>ある程度の地域識別性は依然として期待されていることから、方形区画を県単位とする見直し、加えて方形区画内における固定端末系伝送路設備と番号割り当ての論理的適合をもって提供条件を満たす、とする電気通信番号規則の変更が必要と考える。</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 項目 | 固定電話における 0AB～J 番号品質基準の見直し |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | <p>現在、0AB～J 番号を使用する IP 電話の品質基準は、端末設備相互間における総合品質(総合音声伝送品質(R 値)および遅延時間)として、規定されている。</p> <p>上記品質基準に関して、アナログ固定電話と同等の品質を維持すべきものとされているが、これは携帯電話相当より厳しい閾値となっている。通信事業者が新たに 0AB～J 番号を使用する IP 電話のサービス提供を考える際に大きな障害(技術基準に適合するための設備投資等)となっており、延いては 0AB～J 番号を使用する IP 電話サービスの新規参入および普及を阻害していると思われる。</p> |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | 昭和 60 年郵政省告示第 228 号「事業用電気通信設備規則の細目」第 4 条 |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | 現在、携帯電話の国内契約台数が 1 億 2000 万を超え、固定電話、IP 電話の約 2 倍となっており、もはや国民が音声通信に期待する品質基準は、携帯電話相当で満たしていると考えられるため、当該制度の見直しを行い、広く IP 電話の普及促進を促すべきと考える。 |

| | |
|-------------------------------------|--|
| 1. 項目 | 市区町村住所情報の全国一元管理とコード化 |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | <p>現在の住所と呼ばれるものは、「地番」や「住居表示」「公称住所」等様々な基準があり、一元化されていない。そのため、ICT 利用者の新サービスへの申込時、住所変更時、また他のサービスへの移行時等において書類不備の原因となっており、ICT 促進の大きな妨げとなっている。また、国土地理協会が町・字の単位までコード化し管理しているものの、各自治体に国土地理協会への報告義務はなく、国土地理協会の知りうる範囲での対応となっている。</p> <p>また、通信事業者が基地局等の登録免許を申請する際に、住所不備で時間がかかることも多々あるが、住所が一元化されておらず、自治体によっては住民以外に非公開とする住所もある中で、住所を文字表記で申請を受けること自体が、より早く、より快適に通信を利用したいという利用者の求める実態に逆行していると言わざるを得ない。</p> |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | 住居表示に関する法律等 |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | <p>ICT 促進をしていく上で、情報のコード化は必須であるのに対して、住所情報においては大きく管理体制が遅れていることを鑑み、新法をもって全国の住所情報を番地・号単位まで全てコード化することが望ましい。こうした住所情報のコード化が、広く国民に認知されることで様々な分野でのICT 促進に大きく寄与できるものとする(郵便番号に代わる、より詳細なコードの管理と促進をすべき)。</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| 1. 項目 | 消防機関における緊急通報の受信体制の見直し |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | <p>現在の消防機関は、各市区町村の自治体にて組織されているため、緊急通報の受信設備の構築面において様々な形態がとられている（指令制御設備有、商用 PBX のみ、一般電話機のみ等）。このため、消防庁における消防指令設備の高度化が提唱されている現在においても、消防庁には指導・助言の権限しか与えられておらず、各自治体に対する強制力がない。また、政策の促進は自治体の財政状況に大きく左右されることとなっており、緊急通報、救急医療の ICT 促進の妨げとなっている。</p> <p>加えて、0AB～J 番号および携帯・PHS を使用したサービスを通信事業者が提供する際には電気通信番号規則および事業用電気通信設備規則上、緊急通報受理機関への接続が義務付けられているが、接続を受ける消防機関側の財政状況により接続の可否が分かれるため、市民のための多様なサービスの提供に大きな障害となっている。</p> |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | 消防組織法 |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | <p>国民に広くあまねく享受されるべき緊急通報を取り扱う機関に関しては、警察機関のように一元化の受信体制が望ましい。また、緊急通報設備の ICT 化導入および維持に関して国費にて対応を行うことで、ICT 促進が確保されると考える。</p> |

| | |
|-------------------------------------|--|
| 1. 項目 | 電子投票の国政選挙等への拡大 |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | 現在、選挙の投票はほとんどの場合、投票用紙に候補者の氏名・政党名を記載することになっている(地方自治体によっては、候補者名に○をつける)が、開票作業や疑問票の扱いに、多大な労力と時間を要している。 |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | 公職選挙法 第6章関連 (参考:地方公共団体の議会の議員および長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律) |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | 一部地方自治体にて導入が開始されている投票所内電子投票を、国政選挙等へ採用することにより、開票・集計時間の短縮、正確性が担保される。また、インターネット等を利用した遠隔投票についても導入することにより、投票率の向上も期待できる。 |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 項目 | 医薬品のインターネット販売規制の緩和 |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | 一般用医薬品の販売については、薬剤師または登録販売者による対面での情報提供義務があり、第3類医薬品を除くすべての一般用医薬品の通信販売（インターネット、郵便、カタログおよび電話等による販売）が禁止されている。 |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | 薬事法第36条の6、第37条 薬事法施行規則第15条の4第1項、第141条 |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | 動画と音声による双方向通信（TV 電話通信）を利用することで、一般用医薬品に関する情報提供義務は全うできると考えられる。 一般用医薬品を販売する店頭に設置した情報通信機器によるTV 電話通信または一般用医薬品を販売するサイト上での TV 電話通信を利用して、購入者に必要十分な情報提供を行うことができれば、対面販売を義務付ける必要はなくなると考える。 あわせて、TV 電話通信を利用した一般用医薬品の販売を行う際は、厚生労働省、総務省等各所管省庁で制定されている複数の個人情報保護に関するガイドラインの遵守が必要となるため、これらのガイドラインの統合が望まれる。 |

| | |
|-------------------------------------|--|
| 1. 項目 | 遠隔医療に関する診療報酬等の見直し |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | <p>遠隔診療を行うにあたって、医師対医師のケースに関しては診療報酬の上乗せ等がなされているが、医師対患者のケースは診療報酬の対象にならない状況にある。</p> <p>また、治療行為以外の遠隔医療は国民の健康維持や病気の予防による医療費削減効果が見込まれるため、普及を促進すべきものとするが、</p> <p>(1)TV 電話通信等を用いた予防・健康相談等は診療報酬の対象にならない</p> <p>(2)(1)に用いる設備維持費についても診療報酬の対象とならない</p> <p>など医療機関が遠隔医療を行うインセンティブがない状況にある。</p> |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | <p>医師法第 20 条</p> <p>診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)</p> |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | <p>遠隔診療および予防的な遠隔医療であっても、対面診療に準ずる診療報酬等を定めるべきと考える。さらにそれらに必要な機材の購入、インフラ維持費等に対応する診療報酬等の加算も行うべきと考える。</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 項目 | 医療現場における携帯電話端末の利用規制の緩和 |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | <p>「携帯電話端末による心臓ペースメーカー等の植込み型医療機器への影響に関する調査結果」にて、第3世代携帯電話端末(以下、「3G端末」という。)が、医療機器の動作にほぼ影響を与えないという報告が出ているにもかかわらず、第2世代携帯電話端末(以下、「2G端末」という。)の存在を理由として、利用規制は改定されていない。</p> <p>2G端末と3G端末が一律に規制されていること自体に問題があり、こうした規制により、治験スタッフ(CRC、事務局等)、製薬会社、MR、モニター等、リスクの高いエリアに行くことのないスタッフでも、院内での3G端末による通信が出来ない。</p> <p>このことが、製薬会社、薬剤部、治験管理センターへのスマートフォンやタブレット端末等の導入をためらわせている場合がある(一律に院内での利用を禁止している医療施設が多い)。</p> |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠 | 各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針(平成17年8月策定、平成22年5月改訂) |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | <p>2G端末の存在を理由として、「携帯電話端末及びPHS端末の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」では「植込み型医療機器の装着者は、携帯電話端末の使用及び携行に当たっては、携帯電話端末を植込み型医療機器の装着部位から22cm程度以上離すこと。」とされているが、現在の携帯電話端末は、ほとんどが3G端末(2010年4月末時点で携帯電話全体の98%)である。3G端末は800MHz帯のCDMA2000 1x/CDMA2000 1x EV-DOで、8cm以内、そのほかは3cmまで近づけないと医療機器の動作に影響を与えない、という調査結果もあるため、「携帯電話端末」と一括りにされている同指針を周波数帯や通信方式による分類で記述されるように改定すべきと考える。</p> <p>以上の措置により、手術室、ICU等リスクの高いエリアを除き、3G端末の利用規制を緩和すべきである。</p> |